

令和2年度「横浜知財みらい企業支援事業」委託業務 仕様書  
修正箇所 新旧対照表

修正後	現 行
1から5（5）まで変更なく省略	1から5（5）まで変更なく省略
5 （6）評価員のヒアリング調整 ア 受託者は、申請企業の希望日程に応じて評価員を1名選定し、ヒアリング日時を確定すること。決定したヒアリング日時・評価員は必ず実施前に委託者に報告すること。	5 （6）評価員のヒアリング調整 ア 受託者は、申請企業の希望日程に応じて評価員を1名選定し、ヒアリング日時を確定すること。決定したヒアリング日時・評価員は必ず実施前に委託者に報告すること。 <u>また、評価員の評価活動に対する謝金は、委託者から直接執行するものとする。</u>
5（6）イから10まで変更なく省略	5（6）イから10まで変更なく省略